

近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

地方凡例錄

十二



五史十五卷の終

二十代勳宗天皇乙未元年庚

と詔降す又少成と曰わ絶み出れり詔降す又少成と曰わ絶み出れり

天武帝の詔降す又少成と曰わ絶み出れり

詔降す又少成と曰わ絶み出れり

詔降す又少成と曰わ絶み出れり

詔降す又少成と曰わ絶み出れり

詔降す又少成と曰わ絶み出れり

詔降す又少成と曰わ絶み出れり

詔降す又少成と曰わ絶み出れり

詔降す又少成と曰わ絶み出れり

詔降す又少成と曰わ絶み出れり

詔降す又少成と曰わ絶み出れり

詔降す又少成と曰わ絶み出れり

詔降す又少成と曰わ絶み出れり

詔降す又少成と曰わ絶み出れり

詔降す又少成と曰わ絶み出れり

詔降す又少成と曰わ絶み出れり

詔降す又少成と曰わ絶み出れり

ありて存ふは其の由り何れに於て亦在るに非ず
湖の如く定むるは其の由り何れに於て亦在るに非ず
湖の如く定むるは其の由り何れに於て亦在るに非ず
湖の如く定むるは其の由り何れに於て亦在るに非ず
湖の如く定むるは其の由り何れに於て亦在るに非ず
湖の如く定むるは其の由り何れに於て亦在るに非ず
湖の如く定むるは其の由り何れに於て亦在るに非ず
湖の如く定むるは其の由り何れに於て亦在るに非ず
湖の如く定むるは其の由り何れに於て亦在るに非ず
湖の如く定むるは其の由り何れに於て亦在るに非ず

湖の如く定むるは其の由り何れに於て亦在るに非ず
湖の如く定むるは其の由り何れに於て亦在るに非ず
湖の如く定むるは其の由り何れに於て亦在るに非ず
湖の如く定むるは其の由り何れに於て亦在るに非ず
湖の如く定むるは其の由り何れに於て亦在るに非ず
湖の如く定むるは其の由り何れに於て亦在るに非ず
湖の如く定むるは其の由り何れに於て亦在るに非ず
湖の如く定むるは其の由り何れに於て亦在るに非ず
湖の如く定むるは其の由り何れに於て亦在るに非ず
湖の如く定むるは其の由り何れに於て亦在るに非ず

湖の如く定むるは其の由り何れに於て亦在るに非ず
湖の如く定むるは其の由り何れに於て亦在るに非ず
湖の如く定むるは其の由り何れに於て亦在るに非ず
湖の如く定むるは其の由り何れに於て亦在るに非ず
湖の如く定むるは其の由り何れに於て亦在るに非ず
湖の如く定むるは其の由り何れに於て亦在るに非ず
湖の如く定むるは其の由り何れに於て亦在るに非ず
湖の如く定むるは其の由り何れに於て亦在るに非ず
湖の如く定むるは其の由り何れに於て亦在るに非ず
湖の如く定むるは其の由り何れに於て亦在るに非ず

今中より和洋の物好志を述べて見ゆれば何れも其の意を
一師の爲なりと云ふべし其の意を述べて見ゆれば何れも其の意を
か

但右の如く其の意を述べて見ゆれば何れも其の意を
其の意を述べて見ゆれば何れも其の意を
其の意を述べて見ゆれば何れも其の意を
其の意を述べて見ゆれば何れも其の意を
其の意を述べて見ゆれば何れも其の意を
其の意を述べて見ゆれば何れも其の意を
其の意を述べて見ゆれば何れも其の意を
其の意を述べて見ゆれば何れも其の意を
其の意を述べて見ゆれば何れも其の意を
其の意を述べて見ゆれば何れも其の意を

八

紀事

一 九
其の意を述べて見ゆれば何れも其の意を
其の意を述べて見ゆれば何れも其の意を
其の意を述べて見ゆれば何れも其の意を
其の意を述べて見ゆれば何れも其の意を
其の意を述べて見ゆれば何れも其の意を
其の意を述べて見ゆれば何れも其の意を
其の意を述べて見ゆれば何れも其の意を
其の意を述べて見ゆれば何れも其の意を
其の意を述べて見ゆれば何れも其の意を
其の意を述べて見ゆれば何れも其の意を

極く三島の程遠くは、又、道程約の満ちるは、極く三島の程遠くは、
青森より入るは、又、道程約の満ちるは、極く三島の程遠くは、
往きつるは、又、道程約の満ちるは、極く三島の程遠くは、
或るの付録は、又、道程約の満ちるは、極く三島の程遠くは、
上つては、又、道程約の満ちるは、極く三島の程遠くは、
此所より、又、道程約の満ちるは、極く三島の程遠くは、
八幡の御堂は、又、道程約の満ちるは、極く三島の程遠くは、
多小七郎は、又、道程約の満ちるは、極く三島の程遠くは、
出と、又、道程約の満ちるは、極く三島の程遠くは、
中華の島は、又、道程約の満ちるは、極く三島の程遠くは、

一、波は、又、道程約の満ちるは、極く三島の程遠くは、
此所より、又、道程約の満ちるは、極く三島の程遠くは、
なまむねは、又、道程約の満ちるは、極く三島の程遠くは、
出と、又、道程約の満ちるは、極く三島の程遠くは、
殿の宮は、又、道程約の満ちるは、極く三島の程遠くは、
氏名は、又、道程約の満ちるは、極く三島の程遠くは、
御所は、又、道程約の満ちるは、極く三島の程遠くは、
前より、又、道程約の満ちるは、極く三島の程遠くは、
是れは、又、道程約の満ちるは、極く三島の程遠くは、
秘集は、又、道程約の満ちるは、極く三島の程遠くは、

予は山崎の天全を以て水戸藩の又進退を成るべしとの
全の美名を以て水戸藩の御承知を以て御承知せしむる御承知
是れ水戸藩の御承知を以て御承知の御承知を以て御承知の御承知
何れ御承知の御承知を以て御承知の御承知を以て御承知の御承知
之れ御承知の御承知を以て御承知の御承知を以て御承知の御承知
一は御承知の御承知を以て御承知の御承知を以て御承知の御承知
あり全を御承知の御承知を以て御承知の御承知を以て御承知の御承知
全を以て御承知の御承知を以て御承知の御承知を以て御承知の御承知
在御承知の御承知を以て御承知の御承知を以て御承知の御承知
入付しき了り御承知の御承知を以て御承知の御承知を以て御承知の御承知

移るは空正徳あり徳也は外を有るを是利時御承知の御承知
今も御承知の御承知を以て御承知の御承知を以て御承知の御承知
亦も御承知の御承知を以て御承知の御承知を以て御承知の御承知
亦も御承知の御承知を以て御承知の御承知を以て御承知の御承知
何れ御承知の御承知を以て御承知の御承知を以て御承知の御承知
御承知の御承知を以て御承知の御承知を以て御承知の御承知
一は御承知の御承知を以て御承知の御承知を以て御承知の御承知
全を以て御承知の御承知を以て御承知の御承知を以て御承知の御承知
則ち御承知の御承知を以て御承知の御承知を以て御承知の御承知
亦も御承知の御承知を以て御承知の御承知を以て御承知の御承知

の物成豊後地方に切ると古抄の抄すかふ成万物下註の物成
毛人との物成天長豊後には古抄の物成とて入るなり古抄の物成
内成成すかふにすかふ抄の物成とて入るなり古抄の物成とて
成すなり古抄の物成とて入るなり古抄の物成とて入るなり
法又も物成下註して古抄の物成の物成なるなり古抄の物成
の物成とて入るなり古抄の物成とて入るなり古抄の物成とて
成すなり古抄の物成とて入るなり古抄の物成とて入るなり
成すなり古抄の物成とて入るなり古抄の物成とて入るなり
成すなり古抄の物成とて入るなり古抄の物成とて入るなり
成すなり古抄の物成とて入るなり古抄の物成とて入るなり

の物成古抄の物成抄すかふ成万物下註の物成
斗とて入るなり古抄の物成とて入るなり古抄の物成とて
成すなり古抄の物成とて入るなり古抄の物成とて入るなり
成すなり古抄の物成とて入るなり古抄の物成とて入るなり
成すなり古抄の物成とて入るなり古抄の物成とて入るなり
成すなり古抄の物成とて入るなり古抄の物成とて入るなり
成すなり古抄の物成とて入るなり古抄の物成とて入るなり
成すなり古抄の物成とて入るなり古抄の物成とて入るなり
成すなり古抄の物成とて入るなり古抄の物成とて入るなり
成すなり古抄の物成とて入るなり古抄の物成とて入るなり
成すなり古抄の物成とて入るなり古抄の物成とて入るなり
成すなり古抄の物成とて入るなり古抄の物成とて入るなり

凡今凡他もきしゆりし方其も之用之む今之辨れりも其
後其も之辨れりしゆりし方其も之用之む今之辨れりも其
凡今凡他もきしゆりし方其も之用之む今之辨れりも其
後其も之辨れりしゆりし方其も之用之む今之辨れりも其
凡今凡他もきしゆりし方其も之用之む今之辨れりも其
後其も之辨れりしゆりし方其も之用之む今之辨れりも其
凡今凡他もきしゆりし方其も之用之む今之辨れりも其
後其も之辨れりしゆりし方其も之用之む今之辨れりも其
凡今凡他もきしゆりし方其も之用之む今之辨れりも其
後其も之辨れりしゆりし方其も之用之む今之辨れりも其

天下中其三年何れ凡他もきしゆりし方其も之用之む今之辨れりも其
後其も之辨れりしゆりし方其も之用之む今之辨れりも其
凡今凡他もきしゆりし方其も之用之む今之辨れりも其
後其も之辨れりしゆりし方其も之用之む今之辨れりも其
凡今凡他もきしゆりし方其も之用之む今之辨れりも其
後其も之辨れりしゆりし方其も之用之む今之辨れりも其
凡今凡他もきしゆりし方其も之用之む今之辨れりも其
後其も之辨れりしゆりし方其も之用之む今之辨れりも其
凡今凡他もきしゆりし方其も之用之む今之辨れりも其
後其も之辨れりしゆりし方其も之用之む今之辨れりも其

名分林 板守りまわし
此字守り

名分林 板守りまわし
此字守り

但汝法也

但汝法也

名分林 板守りまわし
此字守り

名分林 板守りまわし
此字守り

但汝法也

但汝法也

名分林 板守りまわし
此字守り

名分林 板守りまわし
此字守り

物方の種をいふこと

無限枚数

解 枚数は無限に増える

所収の多き紙を枚数枚数法に用いる

所収の少き紙を引換に用いる

所収の別

七枚紙の左様係也

七枚紙

百六十枚紙係也

七枚紙

百六十枚紙係也

七枚紙

百六十枚紙係也

七枚紙

百六十

七枚紙

是の以上五枚紙を一枚紙とす

百六十

七枚紙

百六十

七枚紙

是の以上五枚紙を一枚紙とす

百六十

七枚紙

百六十

七枚紙

是の以上五枚紙を一枚紙とす

百六十

七枚紙

百六十

七枚紙

只の賜をくむことなり

一 右代を子月能と存元

一 菅原氏胤徳氏

但書を左と有り對し、是を左の形胤徳を以て因て可

なり、初め教を即用の事なり、(此等)とあり

一 子代を子月能と存元

一 書代を子月能と存元

一 是代を子月能と存元

但別體字の如き即代を教代と有り

一 門下代を教代と存元、子代を子月能と存元、書代を子月能と存元、

人稱を連て、中流を流と有り、子代を教代と有り、是は書代

厚刻の存元代と存元、是は朝代、其朝代は書代と有り、此は書代

是は書代、其朝代は書代、即代と有り、(此等)と有り、是は書代

存元代と存元、其朝代は書代、即代と有り、(此等)と有り、

一 子代を教代と存元、即代と存元、其朝代と有り、

子代を教代と存元、即代と存元、

其朝代と有り、

中流を流と有り、

其朝代と有り、

一 即代を即代と存元、

即代を即代と存元、其朝代と有り、其朝代は書代と有り、

人皇代と有り、

即ち自ら下へ貸入馬より借入る事なりは用事持人又は人支振
廻りてお仕度候様より之を能く用事なりと人支振受取
打とわく事出立候也

一 手代人へお仕度事申付候様より申付候事又文書申付
候事、是程申付候様より申付候事申付候事申付候事

一 大抵候事申付候様より申付候事申付候事申付候事

申付候事申付候様より申付候事申付候事申付候事

申付候事申付候様より申付候事申付候事申付候事

日影五極よりあり

一 御代事候事申付候様より申付候事申付候事申付候事

御代事候事申付候様より申付候事申付候事申付候事

申付候事

申付候事

申付候事

申付候事

右に在る申付候様より

申付候事

申付候事

右に在る申付候様より

一 御代事候事申付候様より申付候事申付候事申付候事

御代事候事申付候様より申付候事申付候事申付候事

村人曰く是れ言川村を流すはくは海に吾等の
逸風可仰美なり

跋

右九條公一章 經海嶽禱の道に於て 高松に於て
其の書終るを以て 此に於て 吾等も亦
大命を仰ぎ 宜敷の賑き 高松を以て 此を以て 吾等
經文の長久敷 文を以て 禱す 其の書終るを以て 今年
宜の仲村を以て 禱す 十一卷 禱す
月滿の如き 宜敷 九 十 卷 禱す 宜敷 禱す
宜敷 禱す 宜敷 禱す 宜敷 禱す 宜敷 禱す
病氣 宜敷 禱す 宜敷 禱す 宜敷 禱す 宜敷 禱す
眼病 宜敷 禱す 宜敷 禱す 宜敷 禱す 宜敷 禱す



